2　前項第四号に掲げる事項については、次に掲げる事項を注記しなければならない。
一　残余財産の分配を完了した日
二　残余財産の全部又は一部が金銭以外の財産である場合には、当該財産の種類及び価額

第九条～第十一条　（略）

（中小漁業融資保証法施行規則の一部改正）

第二条　中小漁業融資保証法施行規則（昭和四十九年大蔵省農林省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（決算報告） **第十二条**　法第六十三条の規定により作成すべき決算報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項については、適切な項目に細分することができる。 一　債権の取立て、資産の処分その他の行為によつて得た収入の額 二　債務の弁済、清算に係る費用の支払その他の行為による費用の額 三　残余財産の額（支払税額がある場合には、その税額及び当該税額を控除した後の財産の額） 四　出資一口当たりの分配額 2　前項第四号に掲げる事項については、次に掲げる事項を注記しなければならない。 一　残余財産の分配を完了した日 二　残余財産の全部又は一部が金銭以外の財産である場合には、当該財産の種類及び価額 **第十三条～第十五条**　（略）	（新設） **第十二条～第十四条**　（略）

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第三条　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（子会社の業務及び財産の状況の総会への報告） **第四十条**　法第十一条の六十六第八項の規定による総会への報告は、次に掲げる書面又はこれらの書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録（法第十一条の五十七第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を示して行わなければならない。 一～五　（略） （特定信用事業代理業の許可の審査） **第五十七条の七**　農林水産大臣及び金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）は、法第九十二条の二第一項に規定する許可の申請があった場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。 一～六　（略）	（子会社の業務及び財産の状況の総会への報告） **第四十条**　法第十一条の六十六第八項の規定による総会への報告は、次に掲げる書面を示して行わなければならない。 一～五　（略） （特定信用事業代理業の許可の審査） **第五十七条の七**　農林水産大臣及び金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）は、法第九十二条の二第一項に規定する許可の申請があった場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。 一～六　（略）